

●計画推進のために

●計画推進にあたって

計画の着実な進行管理

計画を効果的に推進していくためには、計画の進行管理を着実に推進していくことが大切です。そのため、計画の進捗状況について年度毎に達成度状況調査を実施していくとともにその結果を市民に公表していくことも大切です。

将来的には外部評価の実施などを検討していく必要があります。



子育て支援に係る庁内推進体制の強化

切れ目ない子育て支援を推進するため、全庁的な子育て支援の推進が求められています。そのため、まちづくり全般において子育て支援・少子化対策を念頭においていた施策展開を図っていくことや、事業や施策の有機的な連携を図っていくことが必要となっています。

将来的には、子育て支援推進のための庁内組織の創設や「こども課」など子育て支援をワンストップで推進するための課の創設なども考えられます。

市民・地域・市政の協働による計画の推進

少子化対策については、行政施策の展開と併せ、市民や民間団体の理解と自主的な取り組みを促進するなど、市民・地域と市政が一体となって施策を推進していくことが大切です。

また、地域で活動する子育て支援団体をはじめ、行政区やPTA、ボランティア団体などと市政が協働することにより、より効果的で実効性のあるプランの推進につながります。

そのため、地域活動団体への支援やボランティアネットワークの強化、市民が参加しやすい体制づくり、迅速な情報提供などを図っていくことが重要です。

●計画推進のための各主体の役割

計画を推進し、基本理念に沿ったまちづくりをするためには、行政だけでなく、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、企業といった社会全体で取り組むことが必要です。

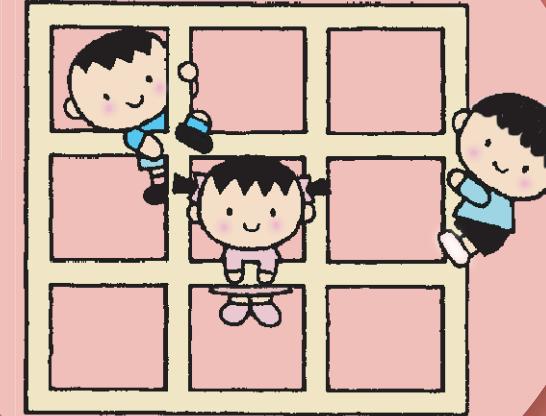
そのため、稲敷市を取り巻く人々（市民・家庭・地域・企業・稲敷市）がそれぞれの立場で、役割を果たしていくことが求められています。

2010-2014

いなしき子育てプラン

(概要版)

活気・安心・快適さのなかで



健やかに子どもが生まれ育つ環境を

いなしき子育てプラン —稲敷市次世代育成支援後期行動計画—

問合せ先：稲敷市保健福祉部児童福祉課（新利根庁舎1階）
〒300-1492 稲敷市柴崎7427
TEL : 029-892-2000（代表）
FAX : 0297-60-6027
E-mail:jidou@city.inashiki.lg.jp

ごあいさつ

我が国における急速な少子化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

稲敷市では、「次世代育成対策支援推進法」に基づき平成18年に「稲敷市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

本計画の推進期間中、「子育て支援センター」や「認定こども園」を開設するなど、乳幼児期の子育て家庭に対する支援の充実を目指し施策を推進してまいりました。

また、従来から実施しております「保育サービス」や「児童クラブ」につきましても利用者のニーズを捉えながら拡充に努め、地域における子育て環境の向上に努めているところであります。

稲敷市長 田口 久克

このような状況のなか、本計画の前期行動計画の計画期間終了に伴い、更なる少子化対策を推進するため、「いなしき子育てプランー稲敷市次世代育成支援後期行動計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき少子化対策、ならびに子育て支援の更なる充実を目指してまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたりご尽力頂きました「稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会」の皆様、団体ピアリング及びニーズ調査にご協力頂きました各種団体、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

策定の目的・背景

策定の目的と背景

我が国における急速な少子化の進行への取り組みと、次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくりのため、『次世代育成支援対策推進法』が平成15年7月16日に公布・施行され、同法に基づき、すべての自治体において次世代育成支援に関する行動計画が策定されました。

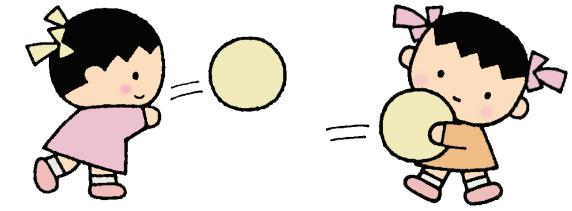
その後平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針」、「子どもと家庭を応援する日本重点戦略」、平成20年には「新待機児童ゼロ作戦」、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」などが示され少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換が望まれているところです。

これらの新たな少子化対策の方向性や現計画の達成状況、前期行動計画策定後の新規事業や制度の改正状況などを踏まえ、「前期行動計画」の計画期間終了に伴い、新たに平成22年度を初年度とする「稲敷市次世代育成支援後期行動計画」を策定します。

計画の位置づけと計画の期間

この計画は、『次世代育成支援対策推進法』第8条第1項に基づき、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育など本市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針として策定するものです。本計画は、本市の総合計画を始め各種の部門別計画と整合・調整に努めるとともに、関連部署との連携を図りながら策定します。

また、本計画の期間を平成18年度～平成26年度までの9年間とし、平成18年度～平成21年度を計画期間とする前期行動計画の期間終了に伴い、平成22年度～平成26年度（5カ年）の後期行動計画を策定します。



子どもの居場所づくりプロジェクト

小・中・高校生が地域の中で楽しく、意欲的に活動できる居場所づくり

- ★放課後子ども教室の拡充（小学生の居場所づくり）
- ★夏休み・冬休みを活用した課外キャンプやセミナーなど（イナシキッズ）
- ★公園の再整備（かぼちゃ公園、和田公園のリニューアル、遊具の補修やメンテナンス）



少子化対策プロジェクト

全庁的な連携による少子化対策の推進

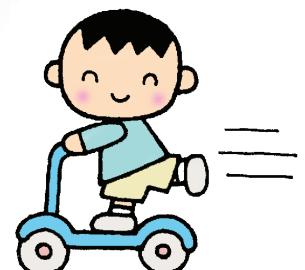
- ★人口問題プロジェクトチームなどを中心とした市独自の少子化対策の推進（ふるさとエール便の発送によるUターンの促進）
- ★出会いの場の拡充（マリッジサポート事業、いばらき出会い系サポートセンターとの連携）



安全・安心な環境づくりプロジェクト

地域ぐるみで目指す子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり

- ★通学路等の安全確保（街灯の整備・歩道や交通安全施設の整備・交通安全教室）
- ★防犯ネットワークの充実（子どもを守る110番の家、防犯ステッカー・登下校時の見守り隊）



仕事と家庭の両立プロジェクト

仕事と家庭の両立を支援する企業のバックアップ

- ★優良企業の表彰制度の検討（取り組み内容を広報特集でPR）
- ★いばらき子育て家庭優待制度の積極的なPRと活用
- ★企業に対する啓発事業の推進（啓発紙や各種優待施策の検討）



いなしき子育てプロジェクト

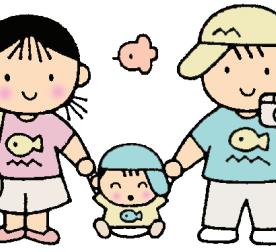
子育ての不安解消プロジェクト

子育て支援センターを核とした相談体制の充実・強化

- ★「必要としている人に確実に届く支援」を目指した各種相談事業の充実
- ★教育や子育ての経験をもち適切なアドバイスができる家庭児童相談員の充実
- ★子育て講習会などを受講した市民がボランティアとして実施する相談広場への支援

子育て・家庭教育の啓発

- ★子育てに関する講座や教室、家庭教育に関する講座や教室の充実
- ★親業講座と家庭教育学級の連携
- ★国・県などで実施する施策や県民運動などの積極的なPR



子育て情報発信プロジェクト

子育てに関する施策を総合的に周知する情報誌の発行

- ★子育て関連施策の一元的な管理とわかりやすい周知の徹底
- ★子育ての基本情報の提供（子育てハンドブック・子育てマップ・子育てカレンダー）



インターネットを活用したリアルタイムな情報発信

- ★市ホームページにおける総合的な子育て情報の充実
- ★茨城県子育て情報サイト、周辺他都市の情報サイトとの連携
- ★子育てメルマガの発信—子育て情報の定期的な配信

子育て応援プロジェクト

子育て家庭への経済的支援の充実

- ★未就学児の医療費無料化の継続・拡大（市独自で所得制限の範囲を超えた世帯を含む）
- ★幼稚園の就学補助、児童手当などの適正な実施
- ★出産一時金や不妊治療の支援など、子育てを応援する新たな支援策の拡充

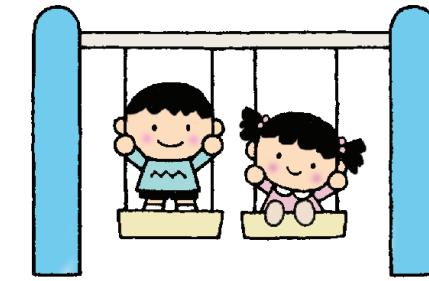


市民のニーズを含めた保育サービスの拡充

- ★ファミリーサポートセンターの開設
- ★病児・病後児保育事業の充実

次世代育成の将来像

基本理念



子育て支援は、子どもが地域の中で幸せに育つことを第一に考えることが重要です。

そのため、「人と人との豊かな繋がりを大切にしながら、地域ぐるみで子育てに取り組むこと（活気）」、「まちの環境整備や地域の見守り体制の充実などにより、安全で安心な環境で子育てを進めること（安心）」、「交通環境や公園、公共施設の利用しやすさなど、生活環境の整備に取り組むこと（快適さ）」などが必要であると考えられます。

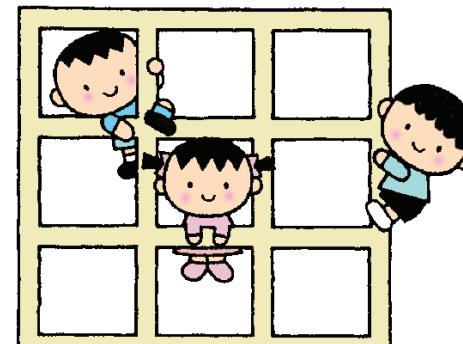
すべての家庭を総合的に支援する観点から、子どもが健やかに育つ環境を目指し、多様な保育ニーズへの対応、子育てに関する相談体制の充実、母子の健康づくりや小児医療体制の整備、さらに企業の子育て支援に対する啓発などを図りながら、本市の次世代育成を総合的に推進します。（健やかに生まれ育つ環境）



活気・安心・快適さのなかで、
健やかに子どもが生まれ育つ環境を

計画の基本的な視点

- 子どもの視点
- 次代の親づくりという視点
- サービス利用者の視点
- 社会全体による支援の視点
- すべての子どもと家庭への支援の視点
- 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- サービスの質の視点
- 地域特性の視点



●子どもの視点

●次代の親づくりという視点

●サービス利用者の視点

●社会全体による支援の視点

●すべての子どもと家庭への支援の視点

●地域における社会資源の効果的な活用の視点

●サービスの質の視点

●地域特性の視点

(1) 地域における子育ての支援

■保育施設の整備や利用者のニーズに即した多様な保育サービスの提供により、子育て支援・保育サービスの充実を図ります。また、子育てに対する親の不安や悩みを解消するため、各種相談体制の充実やボランティアを含めた地域ぐるみの子育て支援ネットワークづくりを推進します。さらに、放課後児童の健全育成を推進します。

(2) 母性・乳幼児等の健康の確保・増進

■各種健診の充実や予防接種事業、乳児の子育てに関する相談支援体制の充実など、子どもや母親の健康の確保に努めるとともに、乳幼児期からの「食べる力」を育むため食育を推進します。また、乳幼児の医療費助成や安心して医療が受けられる小児医療の充実を目指します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

■青少年に対しては、体験活動などを通じて次代の親の育成を図るとともに、思春期保健の充実を図ります。また、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を通して子どもたちの生きる力の育成に向けた学校教育の充実を図ります。さらに、親子のふれあいや地域ぐるみの子育てなど家庭や地域における教育力の向上に努めるとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

■子育て家庭がゆとりを持って安心して子どもを産み育てることができるよう、良質な住宅や良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備や交通安全対策を推進します。また、歩道の整備やバリアフリー化の推進などにより、安心して外出できるまちづくりを目指します。

(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

■子育てを楽しく喜びにあふれたものとするためには、男女ともに子育てに積極的に参加できるような体制を整備する必要があります。そのため、市内企業の子育て支援策を積極的に支援するとともに、男性を含めた働き方の見直しを図りながら、職業生活と家庭生活の両立のための支援・啓発を推進します。

(6) 子どもの安全の確保

■子どもを犯罪から守るための活動を推進するとともに、災害など緊急時において子どもの安全が確保されるよう防災対策の推進に努めます。また、犯罪や事故などの被害に遭った子どもの精神的なダメージを軽減するため、きめ細やかな相談支援体制の充実に努めます。

(7) 要保護児童への対応など

■児童虐待防止のためのネットワーク体制の整備など、要保護児童対策の充実を図ります。また、母子家庭等の生活の安定と自立支援に努めます。さらに、障害児については、障害となる疾病の早期発見・治療を推進します。いじめや不登校などに対しては、関係機関の連携によりきめ細かな対策を推進します。

- ①地域における子育て支援・保育サービスの充実
- ②子育て支援のネットワークづくり
- ③児童の健全育成支援

- ①子どもや母親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療の充実

- ①次代の親の育成
- ②思春期保健対策の充実
- ③子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
- ④家庭や地域の教育力の向上
- ⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ①良質な住宅や良好な居住環境の確保
- ②安全な道路交通環境の整備と交通安全対策
- ③安心して外出できるまちづくり

- ①働き方の見直し
- ②仕事と子育ての両立の推進

- ①子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進
- ②子どもの防犯・防災等の推進
- ③被害に遭った子どもの保護の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②母子家庭等の自立支援推進
- ③障害児施策の充実
- ④その他要保護児童の対応

いなしき子育てプロジェクト

★子育ての不安解消プロジェクト

★子育て情報発信プロジェクト

★子育て応援プロジェクト

★子どもの居場所づくりプロジェクト

★少子化対策プロジェクト

★安全・安心な環境づくりプロジェクト

★仕事と家庭の両立プロジェクト